

令和 3 年 2 月 16 日  
関 東 信 越 厚 生 局

### 保険医療機関の行政処分について

令和3年2月15日、関東信越地方社会保険医療協議会に「保険医療機関の指定の取消」について諮問した結果、諮問のとおり答申がありました。

これを受け、関東信越厚生局長は、以下のとおり行政処分することを決定しましたのでお知らせします。

#### 【行政処分の内容】

##### 1. 保険医療機関の指定の取消

- |              |   |
|--------------|---|
| (1) 名 称      | 春原歯科クリニック                                       |
| (2) 所 在 地    | 長野県上田市下塩尻144-3                                  |
| (3) 開 設 者    | 春原 浩二   |
| (4) 指定の取消年月日 | 令和3年2月17日                                       |
| (5) 根拠となる法律  | 健康保険法（大正11年法律第70号）<br>健康保険法第80条第1号、第2号、第3号及び第6号 |

#### 【行政処分に至った経緯】

保険者から「医療費のお知らせにある診療日数が実際の診療日数より多い日数が記載されているとの情報が被保険者から寄せられた。」旨の情報提供があったため、個別指導を実施したところ、診療報酬明細書、診療録の内容が相違していた。

事実確認のため、患者実地調査を実施したところ、保険請求と実際の診療内容に相違が確認されたことから、平成29年3月から平成30年11月まで延べ17回の監査を実施した。

結果として「行政処分の主な理由」に記載した事実を確認した。

#### 【行政処分の主な理由】

当該保険医療機関及び保険医の監査を実施した結果、以下の事実を確認した。

- (1) 実際には行っていない保険診療を行ったものとして診療報酬を不正に請求していた。（架空請求）
- (2) 実際に行った保険診療に行っていない保険診療を付け増して、診療報酬

- を不正に請求していた。(付増請求)
- (3) 実際に行った保険診療を保険点数の高い他の診療内容に振り替えて、診療報酬を不正に請求していた。(振替請求)
- (4) 自費診療として患者から費用を受領しているにもかかわらず、同診療を保険診療したとして診療報酬を不正に請求していた。(二重請求)
- (5) 保険診療と認められないものを、保険診療を行ったものとして診療報酬を不正に請求していた。(その他の請求)

【診療報酬の不正請求額】

監査で判明した不正件数、金額は次のとおり。

件数	92件
不正請求額	802,448円

※ なお、監査で判明した以外分についても不正等請求があったものについては、監査の日から5年前まで遡り、保険者等へ返還させることとしている。